

シリーズ
ご存知ですか

年金額引き下げに関わる 「不服審査請求」について

年金受給者の皆さんへは12月
上旬、「平成25年10月分からの
年金額の改定について」という
「年金額改定通知・振込み通知
書」（はがき）が送られてしまし
た。そこには「平成25年10月分
としてお支払いする年金額から
は、9月迄の額に比べてマイナ
ス1・0%の改定が行われた額
となっています。」と述べられ
ています。

国民年金、厚生年金、共済年
金、などの老齢、障害、遺族年
金などは、種類や額に関係なく
全ての年金が12月15日振込分が

下落が反映されていないとい
う理由ですが、それは「物価
が上昇する状況のもとで解消」
するとしていた政府の考えと
も矛盾します。

全日本年金者組合では、どう
考えても不当な年金の切り下げ
だとして「不服審査請求」の運
動に取り組んでいきます。前記
の「はがき」の裏面をよく読ん
でみると、小さな文字で「決定
に不服があるときは60日以内に
審査請求ができます」と書かれ
ています。ですから「不服審査
請求」は費用もかかりませんし、
法律で認められた国民の権利の
行使です。年金を受給している
人ならどなたでもできます。

すでに「不当な年金引き下げ
には納得できない」「もう黙っ
ていられない」と、多くの人が
ちが不服審査請求に取り組み始
めています。年金引き下げの流
れを変えさせるために、不服審
査請求運動へ参加しましょう。

（連絡先 全日本年金者組合川
崎みなみ支部）
TEL 044-211-5164



新年明けましておめでとーいございます！

お陰さまで、昨年9月「相談センター」は開設10周年を迎え盛大な記念の集いを開催することができありがとうございました。皆様のお役に立てる相談センターになるようさらに研鑽を積んでゆきたいと考えています。皆さんの大きなご支援をお願いして新年のご挨拶とさせていただきます。

相談事例 (その100)

障害者の作業施設が 開設されます

8月末、日進町で永年お米屋
さんを営んでいたIさんから
「取引している問屋さんが商売
をやめたので店をたたむこと
になりました。後に入るテナント
を紹介して下さい」との相談が
ありました。

9月末に小田栄に住むOさん
から「障害者の作業施設の開設

を考えているのでどこか空家を
紹介してほしい」と相談センタ
ーに見えられたので、一緒にIさ
ん宅に行き空き店舗を見たOさ
んは「探していた物件にぴった
りです是非お借りしたい」と早
速関係者と相談し借りる方向で
検討することになりました。

両者が借用する条件など何回
か話し合って12月1日から借り
ることで契約がまとまりました。
Oさんは、「相談センターの
おかげで良い条件で一軒家を借
りることが出来ました。」(株)
まごころをここに」という名の
作業所を2月から開設するため
市への書類届け出も出来あがり
ました」とお礼に見えました。

施設開設のための川崎市への
届け出書類に必要な、かかりつ
け病院も日進町町会長さんの尽
力でM病院に決まりました。

内装経費の補助も川崎市「空
き店舗活用・創業支援事業補助
金」の審査が2月なので、通れ
ば2分の1が受けられる事も教
えていただき現在必要書類を揃
えているところです。資金問題
で困っていたところですので助
かります。

発行：くらしの相談センター
〒210-0005 川崎市川崎区東田町10-36 電話&FAX 246-6823
E-Mail h-miyahara@siren.ocn.ne.jp (HP)http://kurasino-soudan.jimdo.com/



くらしの相談センター だより

所長 宮原春夫 2014年1月 第124号

読者の ひろば

写真



日進町 稲生清一さんの作品
2013年12月富士吉田より撮影

障害者の自立支援と就職の場
を保障するために、2月の開設
目指して頑張りたいと喜んでおられ
ました。



